

第24回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年6月26日(木) 午後4時から午後4時30分

2. 開催場所 豊中市役所第一庁舎2階大会議室

3. 出席委員 (14人出席、1人欠席)

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄

住田 英二 中尾 常雄 中尾 祐子 西本 健一

半田 益宏 伏田 清実 松尾 眞一 光久 修平

山本 隆史

【欠席委員】 高島 邦子

4. 議事日程 報告第70号 農地法第4条の規定による転用届出(専決分)について

報告第71号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者説明について

議案第21号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 副主幹(書記) 渡辺 和彦 書記 多田 和子

6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第24回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第24回豊中市農業委員会を開会します。

本日は14名の委員が出席され、定足数に達しておりますので、豊中市農業委員会会議規則により、本委員会は成立しています。

議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、光久委員と山本委員を指名します。

次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

渡辺書記 <資料の確認>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第70号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、川上委員から報告願います。

川上委員 1番について、報告します。

届出人は若竹町●丁目の●さん他1名です。

本件の場所は寺内●丁目で、5月13日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、既に転用されていますが、始末書も添付されており、やむを得ないものと見てまいりました。以上、報告します。

- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、5月21日に受理通知書を発行したものです。
2番について、今井委員から報告願います。
- 今井委員 　　2番について、報告します。
届出人は上野東●丁目の●さんです。
本件の場所は上野東●丁目で、6月2日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。
- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、6月13日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第2、報告第71号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。
本件は農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。
1番について、松尾委員から報告願います。
- 松尾委員 　　1番について報告します。
農業相続人は桜の町●丁目の●さんです。
適用農地は、桜の町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
5月22日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、5月29日に証明願を発行したものです。
2番について、山本委員から報告願います。
- 山本委員 　　2番について、報告します。
農業相続人は柴原町●丁目の●さんです。
適用農地は柴原町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
5月22日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、5月29日に証明願を発行したものです。
3番について、中尾祐子委員から報告願います。
- 中尾祐子委員 　　3番について報告します。
農業相続人は東泉丘●丁目の●さんです。
適用農地は東泉丘●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
5月21日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、5月30日に証明願を発行したものです。
4番について、浦野委員から報告願います。
- 浦野委員 　　4番について報告します。
農業相続人は旭丘の●さんです。
適用農地は旭丘で、地番、地目、面積は議案書の記載のとおりです。
6月5日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

- 議長 ただ今の報告に基づいて、6月18日に証明願を発行したものです。
5番について、浦野委員から報告願います。
- 浦野委員 5番について報告します。
農業相続人は旭丘の●さんです。
適用農地は旭丘で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
6月5日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 ただ今の報告に基づいて、6月18日に証明願を発行したものです。
6番について、浦野委員から報告願います。
- 浦野委員 6番について報告します。
農業相続人は旭丘の●さんです。
適用農地は旭丘で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
6月5日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 ただ今の報告に基づいて、6月18日に証明願を発行したものです。
7番について、中尾祐子委員から報告願います。
- 中尾祐子委員 7番について報告します。
農業相続人は若竹町●丁目の●さんです。
適用農地は東泉丘●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
6月5日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 ただ今の報告に基づいて、6月19日に証明願を発行したものです。
次に、日程第3、議案第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について、を議題とします。
1番について、事務局から説明願います。
- 渡辺書記 この証明は、生産緑地法の規定により、生産緑地を買い取り申出する場合に必要な証明です。申出理由が死亡または故障の場合に、その方が農業の主たる従事者であったことについて、農業委員会による証明が必要となります。
それでは、1番について説明します。
本件は、農業に従事する者の死亡で、生産緑地法第十条に該当するものです。
証明申出人は●さんで、父の●さんが亡くなられたことによる申出です。
申出地は、柴原町●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
●さんは毎年、農業委員会に提出いただいている農地台帳申告書には農業経営主としての申告をされておりました。このことから、農業の主たる従事者の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 地区担当の山本委員いかがですか。
- 山本委員 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、申込事由の生じた●さんは農業の主たる従事者として農業経営に従事されていたことを報告します。
- 議長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。
次に、日程第4、議案第21号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について、を議題とします。
本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であるとの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。
1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 1番について説明します。
農業相続人は庄内栄町●丁目●さんです。納税猶予の適用を受けようとする農地は岡町南●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
6月17日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。
どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 地区担当の山本委員いかがですか。
山本委員 1番について報告します。
農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引続き農業経営を行っていきと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。
次に、その他案件としまして事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 <配布資料の説明>

議 長 ただ今の報告について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

多田書記 無いようでしたら、次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。
次回の委員会の日程ですが、7月28日(月)に開催したいと考えております。
開会は午後4時で、場所は豊中市役所第一庁舎2階大会議室です。
現地調査は午後2時30分からとし、調査班は浦野委員・高島委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。
以上の日程で行いたいと思いますので、よろしく願います。

議 長 ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長 それでは、次回の農業委員会と現地調査は、7月28日(月)に決定しました。
これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。

以上